

◆県税の賦課徴収等に関する事務に係る基礎項目評価書の修正点

令和6年9月30日

		(修正後)	(修正前)	修正の理由等	頁
I 関連情報					
3. 個人番号の利用					
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24及び133 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表 の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の16及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条		法改正等	3
4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携					
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表の20及び22 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条及び第14条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条		法改正等	3
II しきい値判断項目					
1. 対象人数					
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点		令和5年4月1日 時点	時点修正	3
2. 取扱者数					
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点		令和5年4月1日 時点	時点修正	3

◆県税の賦課徴収等に関する事務に係る全項目評価書の修正点

令和6年9月30日

	(修正後)	(修正前)	修正の理由等	頁
I 基本情報				
2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム				
	<p>・国税連携システムには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 <p>等の機能がある。</p>	<p>・国税連携システムには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 2. 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。 3. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体に送付する。 <p>等の機能がある。</p>	その他	5
5. 個人番号の利用				
	<p>番号法第9条第1項 別表の24及び133の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の16及び99の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条</p>	法改正等	6
6. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携				
	<p>番号法第9条第1項 別表の20及び22の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条及び第14条</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二の28の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条</p>	法改正等	6

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要				
3. 特定個人情報の入手・使用				
	・番号法第9条及び別表の24及び133の項並びに第20条の規定において、県税の賦課徴収等に関する事務において特定個人情報を入手し使用できることが明示されている。	・番号法第9条及び別表第一の16及び99の項並びに第20条の規定において、県税の賦課徴収等に関する事務において特定個人情報を入手し使用できることが明示されている。	法改正等	9
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く）				
	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）（以下「番号法施行令」という。）第21条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）（以下「番号法施行規則」という。）第19条	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）（以下「番号法施行令」という。）第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）（以下「番号法施行規則」という。）第19条	法改正等	11
	番号法第19条第10号、番号法施行令第21条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく県税の納税者等情報	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第19条に規定された地方税法又は国税に関する法律の規定に基づく県税の納税者等情報	法改正等	11
	（※削除）	（提供先2に関する項目）	その他	11

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策				
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを利用した入手を除く。）				
	<p><他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> ・番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条の規定に基づき、特定個人情報入手の日時及び特定個人情報の項目等を記録し7年間保存するなど、安全を確保するために必要な措置を講じる。</p>	<p><他の都道府県、市町村、国税庁、他部署等からの入手> ・番号法第19条第10号、番号法施行令第23条及び番号法施行規則第22条の規定に基づき、特定個人情報入手の日時及び特定個人情報の項目等を記録し7年間保存するなど、安全を確保するために必要な措置を講じる。</p>	法改正等	28
3. 特定個人情報の使用				
	<p>県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末の起動には、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が利用者として登録した職員の指紋・指静脈の認証及びパスワードの入力が必要である。</p>	<p>県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末の起動には、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が利用者ごとに配付しているICカード及びPINコード（本人確認のために使われる識別番号）の入力が必要である。</p>	認証方法の変更	29
	<p>県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、同基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、各所属長及び委託先から職員ごとに発行申請を受け、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で登録、発行している。</p>	<p>県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時のICカード並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、同基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、各所属長及び委託先から職員ごとに発行申請を受け、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で発行している。</p>	認証方法の変更	29
	<p>県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時の指紋・指静脈認証並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で、利用する職員の指紋・指静脈情報を登録し、またID及びパスワードを発行し権限表を作成のうえ管理している。</p>	<p>県税運営システム、団体内統合宛名管理システム又は国税連携システムの端末起動時のICカード並びにシステム起動時の対策基準第39条及び第40条の規定に基づくID及びパスワードは、対策基準第2条第13号に規定するシステム管理者が、当該所属及び委託先の事務分担表等に基づき事務上必要であることを審査した上で、ID及びパスワードを発行し権限表を作成のうえ管理している。</p>	認証方法の変更	29